

裁 決 書

審査請求人

審査請求人

上記代理人

上記代理人

上記代理人

平成20年5月15日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成20年4月2日付けで審査請求人に対し行った生活保護開始決定処分は、これを取り消す。

事 実

(以下「処分庁」という。)は、平成20年4月2日、審査請求人(以下「請求人甲」という。)及び審査請求人(以下「請求人乙」という。)に対し、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、請求人甲及び請求人乙の世帯の生活保護を平成20年3月21日から開始する処分(以下「原処分」という。)を行った。

請求人甲及び請求人乙(以下「請求人ら」という。)は、原処分を不服として、同年5月15日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

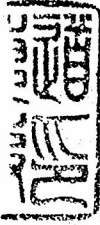
請求人らは、原処分の取消しを求め、次のとおり主張している。

平成20年3月18日に保護申請をしようと処分庁を訪れたが、家の権利書等を持参するよう言われ、申請させてもらえず、翌19日にも処分庁を訪れたが、申請させてもらえなかったことは不当であり、保護の申請を受理もせず、家の権利書を持ってくるように事前指導することは不当である。

同月21日に保護の申請書が受理され、同日から保護開始となったが、最初に処分庁を訪れた同月18日を保護開始日とし、保護費を支給すべきである。

裁 決 の 理 由

- 1 本件に関しては次の事実が認められる。



2 判断

- (1) 保護は、要保護者等の申請に基づいて開始するものとされている（法第7条）。また、保護の開始の申請は、申請者の氏名、住所等を記載した書面を提出して行わなければならないとされている（生活保護法施行規則（昭和25年5月20日厚生省令第21号））。なお、「生活保護法の解釈と運用（改訂増補版）」によると、保護の申請は要式行為ではないとされている。

- (2) 処分庁は、平成20年6月13日付け弁明書で、次のとおり主張する。

請求人らは、同年3月21日に生活保護開始申請書を提出している。そして処分庁は同日付けで保護を開始している。請求人らは同月18日及び同月19日に面接相談を行っているが、保護申請の意思は確認されなかった。

また、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができる」とされているが、急迫した状況とは、生存が危うい場合その他社会通念上放置し難いと認められる程度に状況が切迫している場合をいうとされていることから、同月18日及び同月19日において請求人が急迫した状況にあったとは認められない。したがって、原処分に違法又は不当な点はない。

- (3) 処分庁から提出を受けた資料によると、前記1の(1)のとおり、平成20年3月18日、請求人

らは、保護申請の意思を持つ旨が記載された文書を処分庁に提出し、処分庁は同日に当該文書を受領していることから、処分庁は当然に請求人らの意思を把握できたはずである。

そして、前記(1)のとおり保護の申請は要式行為ではないと解されることから、処分庁は、当該文書の提出をもって保護の申請があったものと取り扱うべきであり、同月18日及び同月19日において保護申請の意思を示さなかったとの処分庁の主張は採ることはできず、同月21日に申請書が提出されたからといって同日付けで開始決定をした原処分は、不適当といわざるを得ない。よって、主文のとおり裁決する。

平成22年10月29日

北海道知事 高橋 はるみ

